

【重要】共同研究等における間接経費率の改定について

令和4年3月11日（金）

この度、大阪市立大学と大阪府立大学が統合して誕生する大阪公立大学では、従来の共同研究等における間接経費の取扱いについて見直し、改定することといたしました。

これまで、両大学では直接経費の15%に当たる額を間接経費として共同研究等の相手先である企業様等にご負担いただき、共同研究実施に伴う管理的経費（管理のための人件費、研究用施設及び設備の維持管理費等）に充てて参りました。

一方で、共同研究等の実施においては、これらの管理的経費に要する大学の負担が増加しており、更なる産学連携の推進が困難な状況であることから、**令和4年4月1日以降に契約する共同研究、共同研究講座（研究部門）、受託研究の間接経費率を見直し、【直接経費の30%相当額】を標準として改定し、別紙のとおりご負担をお願いすることになりました。**

企業様等におかれましては、本改定についてご理解を賜りますとともに、**共同研究等を着実に実施できるよう、直接経費はこれまで同様、研究遂行に必要となる額の拠出を重ねてお願い申し上げます。**

これにより、大阪公立大学として卓越した学術研究をますます発展させ、その成果をもとに、企業様等との「協創」の取組を推進し、新たな知と社会価値を創出して参ります。

今後とも、本学との協創活動の推進に、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年4月1日からの共同研究等における間接経費率について（改定）

（1）間接経費割合の引き上げについて

共同研究等における直接経費に対する間接経費の負担割合を次のとおり引き上げます。

改定前：直接経費の15% → 改定後：直接経費の30%

◎ 直接経費はこれまで同様、共同研究費等の遂行に必要となる額を拠出願います。

※ 直接経費には、研究料（派遣共同研究員の受け入れに要する経費）も含めた費用に対して間接経費率を乗じます。



（2）改定の適用対象について

令和4年4月1日（基準日）以降に契約する共同研究等

※ 既に契約済みなもの（複数年契約含）や研究費の増額を伴わない変更契約 → 適用対象外（旧率）

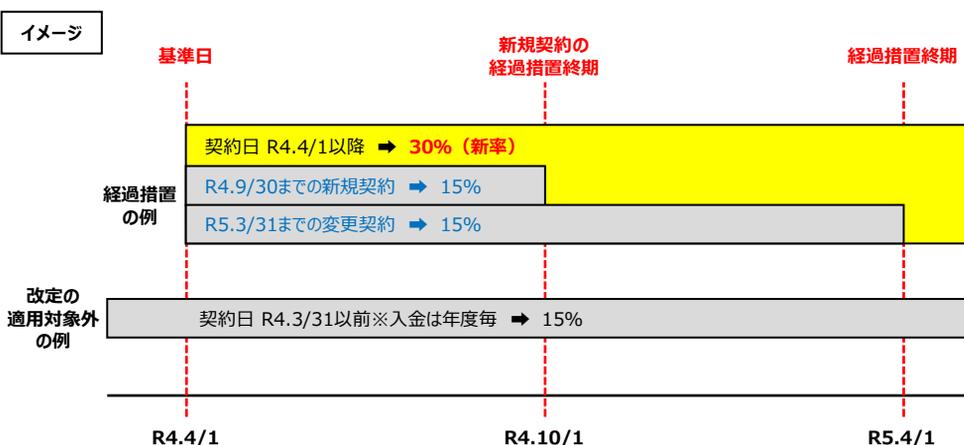
※ 上記以外で、令和4年4月1日以降の増額の変更契約 → 増額部分のみ適用対象（新率）

【経過措置】

イメージ

基準日以降においても、新規契約、変更契約それぞれに経過措置期間を設け、旧率を適用可とします。

但し、本改定の趣旨をご理解いただき、原則として基準日以降の新率でのご負担をお願い申し上げます。



本件に関するお問い合わせ先（事務担当）

公立大学法人大阪 事務局 学術研究支援部研究推進課

（中百舌鳥キャンパス）電話：072-254-9686

（杉本キャンパス）電話：06-6605-3614